

大分県障がい者水泳連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、大分県障がい者水泳連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

2 英文における本会の名称は、Oita Para-Swimming Federation（略称「OPaSF」）と表示する。

(事務所)

第2条 本連盟の主たる事務所を、大分市大字寒田871番地の1弘貴建設工業ビル203株式会社G l o r y. 2015内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、大分県内における障がい者の水泳に関する普及・発展をはかり、水泳競技活動を通じて、障がい者の理解啓発をはかり、社会参加活動を促進するとともに、障がい者の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- (1) 障がい者の水泳に関する普及・啓発事業
- (2) 障がい者の水泳教室及び水泳競技大会の開催事業
- (3) 障がい者の水泳指導者及び競技役員等の育成事業
- (4) 日本障がい者水泳協会（（一社）日本パラ水泳連盟（以下「JPSF」という。）・（一社）日本知的障害者水泳連盟（以下、「JSFP」という。）・（一社）日本デフ水泳協会（以下、「JDSA」という。））並びに九州障がい者水泳連盟に大分県代表として協力する。
- (5) 大分県障がい者スポーツ協会に対し、大分県の水泳代表として協力する。
- (6) その他、目的の達成に必要な活動

第3章 会員および登録

(種別)

第5条 本連盟の会員は、次の5種とする。

- (1) 選手会員 障がい者（身体・知的）手帳を所持するものであって、JPSF、JSFP、JDSAが開催する水泳競技大会に参加を希望及び、合宿等へ参加するために入会した個人又はその個人を構成とする団体

- (2) 教室会員 障がい者（身体・知的・精神）手帳を所持するもの又は、それに準ずるものであって、本連盟が開催する水泳教室に参加するために入会した個人又は、そのきょうだいなどの親族
- (3) 技術支援会員 水泳競技をはじめとするパラスポーツ技術及びその技術を研究し、その成果を本連盟に提供することを以って本連盟の事業に協力するために入会した個人又は団体
- (4) 賛助会員 本連盟の事業を援助、協力するために入会した個人又は団体。
- (5) 特別会員 当連盟が依頼した学識経験者又は水泳競技をはじめとするパラスポーツに功労のあった者

（入会）

第6条 当連盟に入会しようとする者（特別会員を除く）は、総会において定める入会申込書により入会の申込をし、総会の承認を得なければならない。

（会費）

第7条 会員（特別会員を除く）は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

（退会）

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を継続して2年以上納入しないとき。

第4章 役員

（種別）

第9条 本連盟に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上2名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局員 若干名
- (6) 監事 1名以上2名以内

（選任）

第10条 会長、副会長、事務局長は総会において、会員の中から選任する。

2 理事は、選手会員の団体代表者や教室会員の代表者、各地域や障がい種別を代表者する者、運営に必要な関係団体代表者などから選出できる。

3 監事は総会の決議により会長が委嘱する。

4 監事は会長、副会長、事務局長を兼ねることはできない。

(職務)

第 11 条 会長は、本連盟を代表し、会務を統括するとともに、総会の決議に基づき会務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は総会に出席し、第 22 条に規定する事項を審議する。また、大会や合宿等の行事を実施する際は、実行委員として職務を行うまたは、円滑な運営ができるように協力を行う。

4 事務局長は、本連盟の会計を担当し、総会に提案する事項並びに総会により提案および委任を受けた事項の取りまとめを行う。また、各事業にかかわる事項の取りまとめや、関係団体との連絡調整を行う。

5 監事は、本連盟の会計を監査する。

(解任)

第 12 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、理事の半数以上であって、

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(任期)

第 13 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任任期とする。

第 5 章 特別役員

(種別)

第 14 条 本連盟に次の各号に掲げる特別役員を置くことができる。ただし、総会での決議権は有しないものとする。

(1) 顧問

(2) 相談役

(選任)

第 15 条 特別役員は総会の承認を得て、会長から委嘱する。

(基準)

第 16 条 顧問は、本連盟の役員または監事経験者および、パラ水泳やその周辺分野で特に顕著な功労があったいずれかの者。

2 相談役は、本連盟の運営などに対する意見を求めるため、学識経験者または本連盟の運営に有用な知識及び技術を提供できる者。

(職務)

第 17 条 特別役員は、本連盟の事業および総会に参加して意見を述べるができる。

(解任)

第 18 条 特別役員は次の各号のいずれかに該当するに至った時は、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反、そのほか特別役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(任期)

第 19 条 特別役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、会長、副会長、理事、事務局長、監事をもって組織する。

(審議事項)

第 22 条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 事業の変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 事業計画及び収支予算

(6) 役員を選任又は解任

(7) その他会の運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、年 3 回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の 3 分の 1 以上から請求があったとき。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、会長または会長が指名したものがこれにあたる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、副会長が指名したものがこれに当たる。

(定足数)

第 25 条 総会は、会長、副会長、理事、事務局長、監事（以下、「決議権者」という）の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した決議権者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 27 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない決議権者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は選手会員の団体代表者に限っては、同団体内で代理人として表決することができる。

2 天災等で決議権者が一箇所に招集できない場合や、決議権者自身の障がい等に配慮が必要な状況の時は、総会を招集せずに議事の開催方法を「書面表決」「電磁的方法による表決」「web 会議」「テレビ会議」から決定することができる。

3 前 1 項から 2 項の場合における第 25 条及び第 26 条の規定の適用については、その決議権者は出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 決議権者の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名または押印しなければならない。

(議事録の公開)

第 29 条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第 7 章 会計

(経費)

第 35 条 本会の運営に要する経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第 36 条 本会の事業年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 37 条 本連盟の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本連盟の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 事務局

(事務局の設置等)

第 39 条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

(書類の保存)

第 40 条 本連盟は、第 37 条から第 38 条に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から 7 年間保存することとする。保存方法は、データ保存も可能とする。

第 9 章 雑則

(会則の変更)

第 41 条 この規約は、総会において議決を得なければ、変更することができない。

(委任)

第 42 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

本規約は平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

本規約は平成 25 年 4 月 1 日一部規約改正し施行する。

本規約は平成 26 年 4 月 1 日一部規約改正し施行する。

本規約は平成 27 年 4 月 1 日一部規約改正し施行する。

本規約は平成 30 年 6 月 1 日一部規約改正し施行する。

本規約は平成 31 年 4 月 1 日一部規約改正し施行する。

本規約は令和 3 年 5 月 30 日一部規約改正し施行する。

本規約は令和 5 年 4 月 1 日一部規約改正し施行する。